

平成21年度電子・情報技術関連税制 に関する要望書

平成20年10月

社団法人 電子情報技術産業協会
会長 庄山悦彦

電子・情報技術関連税制に関する要望書

我が国経済は、これまで緩やかな回復基調を持続してきておりましたが、米国のサブプライム住宅ローン問題を発端とした金融市場の混乱や、原油高にともなう原材料費の高騰などにより、企業収益が圧迫されてきていることが顕著に現れてきております。

また、IT・エレクトロニクス産業においても、事業の「選択と集中」をより加速し、企業の国際競争力の強化へ努めておりますが、ドイツや中国、シンガポール等の相次ぐ法人実効税率の引き下げや、産業優遇政策の下にある東アジア諸国との競争激化により、ますます厳しい状態となっております。

このような情勢の中、持続的な経済成長を確保していくためには、国内で高付加価値品を生産する国際分業体制の推進や、中核技術の流出防止へ向けた研究開発拠点の国内立地、工場の国内回帰等を推進していくことが必要であります。一方、ITを積極的に活用した環境負荷の最小化や低炭素社会の構築、イノベーションの創造など、IT・エレクトロニクス業界が求められる期待はさらに高まってきております。

「民需主導の持続的成長の実現」のためには、企業の自助努力に加えて、事業環境整備に係る税制面からの支援が不可欠であります。

このような観点から、当協会は、我が国電子・情報技術産業の重要性に鑑み、別記に掲げる当産業関連税制の整備実現を強く要望いたします。

〔国税関係〕

1. 産業競争力の強化等に関する税制

(1) 法人実効税率の引き下げ

(2) 連結納税制度の見直し

①連結グループ内法人間の寄附金の損金不算入の見直し

②子会社欠損金の持込制限の見直し

③適用法人の見直し

(3) 研究開発促進税制の拡充・延長

①控除限度額の引き上げ

②控除限度超過額の繰越期間の延長

(4) 減価償却制度の見直し

①少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ

②減価償却費の損金経理要件の緩和

(5) 繰越欠損金の繰戻・繰越

①欠損金の繰戻還付の復活及び還付期間の延長

②繰越欠損金の繰越期限の延長

(6) 産業活力再生特別措置法改正に係る税制措置

(7) 鉱工業技術研究組合に係る課税の特例措置の見直し延長

(8) 重点産業分野の特定設備（半導体、フラットパネルディスプレイ等）の設備投資に対する税額控除制度の創設

2. 国際関連税制の見直し

(1) 国外配当金の益金不算入制度の創設（国外所得免除方式の採用）

(2) 外国税額控除制度の見直し

①控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間を7年に延長、控除不能が確定した繰越外国法人税の損金算入

②外国税額控除の控除限度額計算に用いる法人税額は試験研究費等の税額控除前の法人税額とする

(3) タックスヘイブン税制の見直し

①軽課税率判定基準を25%から20%未満に引き下げ又は軽課税

国の指定国制度の復活

②適用除外基準の見直し

③来料加工の業種判定の明確化

(4) 移転価格税制の取り扱いの再検討

①「国外関連者」基準の見直し（出資比率 50%以上→50%超）

②移転価格と国外関連者への寄付金の区分明確化

③A P A（移転価格事前確認制度）に基づく相互協議決着に伴う
過年度修正一括調整規定の創設等

(5) 二国間租税条約の見直し

3. 企業経営形態との整合・適正化に関する税制

(1) 企業組織再編税制の見直し

①適格再編要件の明確化

②時価評価算定方法の明確化

③欠損金・含み損失に係る制限の緩和

(2) 非上場有価証券減損の損金算入要件の緩和

(3) 役員給与の損金不算入制度の見直し

①損金算入の対象会社に非同族の同族会社を追加

②利益の指標から計算式で算出された金額に、一定の幅を持たせた金額とすることを容認

③支給額の開示要件を緩和

4. その他の項目

(1) 受取配当の益金不算入制度の見直し

(2) 寄附金の損金算入限度額の拡大

(3) 現在停止中の企業年金積立金に対する特別法人税の廃止

(4) 電話加入権の損金算入

(5) 日本貿易保険に対する法人税等の非課税措置

(6) 低炭素社会づくりのための税制措置等の創設

(7) 「環境税」の導入に反対

- (8) 印紙税制度の廃止
- (9) 会計基準変更への対応
 - ①資産除去債務の損金算入
 - ②工事損失引当金による評価損認定
 - ③減損損失の損金算入
 - ④ストックオプションの損金算入

〔地方税関係〕

1. 地方税の包括的見直し

- ①償却資産に係る固定資産税の見直し
 - 1) 償却資産に係る固定資産税の廃止
 - 2) 償却資産税における償却計算を法人税と同一化
- ②法人事業税の外形標準課税の見直し
- ③事業所税の撤廃を含めた見直し
- ④法定外税導入の意見聴取
- ⑤国外配当金の益金不算入制度への見直しに係る地方税の扱い

2. 地方税の簡素化

- ①地方税への連結納税制度の導入
- ②法人市町村民税の法人県民税への合算申告制度の創設
- ③住民税、事業税、固定資産税の申告・納税の一元化
- ④法人市町村民税の電子申告受入インフラの早急な整備
- ⑤法人住民税課税所得計算における試験研究税額控除の見直し
- ⑥連結納税における中間申告の仮決算方式の導入

以上

〔国税関係〕

1. 産業競争力の強化等に関する税制

(1) 法人実効税率の引き下げ

我が国の法人実効税率は、欧州、アジア諸国と比較すると依然として高い水準にあり、諸外国も引き下げの傾向にあります。また、米国でも引き下げの必要性が論じられております。

我が国の競争力を高め産業の空洞化を阻止するとともに、海外からの直接投資を引き出す観点からも、地方税を含めた法人実効税率を引き下げるよう要望いたします。

(2) 連結納税制度の見直し

連結納税は、経営資源を最適配分して経営の効率化を図る考え方であり、導入にあたり選択事由としては、企業経営上の課題や効率的なグループ経営の可否とともに、税制のしくみと税負担のあり方が大きな課題となります。

本制度は、グループ各社の損益を合算して法人税を課すものであり、グループ全体の税負担を軽減して企業組織再編の一助となるべき制度であります。次の各項目につきましては、日本経済の活性化を目指そうとする本来の連結納税制度の趣旨に反するものとなっております。特段のご高配を賜りますよう要望いたします。

①連結グループ内法人間の寄附金の損金不算入の見直し

円滑な企業再編を阻害しないよう、連結納税グループ内の寄附金（低廉譲渡等のみなし寄附を含む）の損金不算入制度の廃止を要望します。損金不算入制度を残す場合には、少なくとも全額を損金不算入とすべきでなく、損金算入限度額を超える部分に限定するよう要望いたします。

②子会社欠損金の持込制限の見直し

米国同様に、連結納税適用時及び子会社加入時において、子会社繰越欠損金は持ち込みができるものとし、かつ連結納税後

の当該子会社の所得と相殺できるものとするよう要望いたします。

③適用法人の見直し

連結グループを経済的に一体のものとする連結納税制度の趣旨から、持株比率が100%ではない子会社までも実質的に支配をしていれば対象に含めるべきであり、適用対象子会社を80%～90%保有のものまで拡大するよう要望いたします。加えて、規模の小さい子会社まで強制的に加入させることは、税額計算上影響が軽微にもかかわらず、事務作業負担が増加し、非効率となるため、企業による選択制としていただきますよう要望いたします。

(3) 研究開発促進税制の拡充・延長

我が国企業の国際競争力強化のためには、研究開発投資の増強・拡充が必須であり、試験研究費に係る税額控除制度はその強力な後押し効果をもたらしています。本税制の更なる実効性を目的として、次の各項目について、見直すよう要望いたします。

①控除限度額の引き上げ

平成20年度改正により、総額型に加えて、試験研究費を増加させる企業や研究開発比率の高い企業の投資に対するインセンティブの強化のため、10%の上乗せ措置を講じていただきましたが、恒久的措置である当期の法人税額の20%とされている税額控除の限度額を、引上げていただきますよう要望いたします。

② 控除限度超過額の繰越期間の延長

支出年度とその翌年度の2年間しか適用できない税額控除の繰越期限を、現行の欠損金の繰越控除期間と合わせた7年間に延長していただきますよう要望いたします。

(4) 減価償却制度の見直し

企業の投資意欲を刺激し、国際競争力を強化するには、投下資本の早期回収が必要であります。国際的なイコールフットィングを確保し、イノベーションの加速化により、企業の国際競争力・我が国経済の成長力を強化するため、次の各項目について、見直すよう要望いたします。

①少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ

企業における IT 機器の導入は、業務省力化の観点から、設備投資として不可欠ですが、一般的に導入されるパソコン、ファクシミリ等の事務機器は 20 万円台から 50 万円程度のもが多く、現行の 10 万円の少額固定資産の金額基準は実態と乖離し、実務上現物管理が煩雑となっております。このため、少額減価償却資産の損金算入限度額を 30 万円に引き上げるよう要望いたします。

また、同様にソフトウェアの少額減価償却資産の損金算入限度額を現行の 10 万円から 100 万円に引き上げるよう要望いたします。

②減価償却費の損金経理要件の緩和

減価償却費は税務上減価償却費や修繕費など特定の科目で損金経理されていることが要件とされております。しかし、政策税制の適用など税務と会計の乖離が生じる状況に対応すべく、処理方法に関わらず、申告書での減価償却費の調整も可能としていただきますよう要望いたします。

(5) 繰越欠損金の繰戻・繰越

①欠損金の繰戻還付の復活及び還付期間の延長

課税の公平性を確保するとともに、欧米諸国との税負担の不均衡を是正し、国際競争力を確保するためには、現行制度は業績低迷時における企業の投資意欲を阻害する要因となっております。

このため、現在停止中の繰戻還付制度を復活し、期間 1 年を 2 年に延長するよう要望いたします。

②繰越欠損金の繰越期限の延長

IT 業界はテクノロジーや市場の変化が激しく、技術革新のための多額の投資を継続していく必要があり、多額の投資損が発生する可能性があります。そのため、繰越欠損金の繰越期限を、現行の 7 年から米国並みの 20 年程度に延長していただきますよう要望いたします。

(6) 産業活力再生特別措置法改正に係る税制措置

企業の生産性向上に向けた取り組みを強化するため、革新的な大規模工場建設等の積極的な投資の後押しや、国内開発生産拠点を高付加価値化する事業革新設備の特別償却制度等の本制度の延長を要望いたします。

また、省エネルギー・新エネルギー・省資源化のための設備投資や組織再編等を支援する税制措置を講じていただきますよう要望いたします。

(7) 鉱工業技術研究組合に係る課税の特例措置の見直し・延長

鉱工業技術研究組合が試験研究の用に供するために取得した資産について、圧縮記帳する特例措置の延長を要望いたします。

また、鉱工業技術研究組合制度の改正を行い、株式会社転換規定を設ける際には、企業として使い勝手の良い制度となるよう税制上の措置を講じていただきますよう要望いたします。

(8) 重点産業分野の特定設備（半導体、フラットパネルディスプレイ等）の設備投資に対する税額控除制度の創設

韓国・台湾等の諸外国における特定の設備投資に対する一定割合の税額控除は、企業の投資負担の軽減を通して国際競争力の強化に有効な制度であり、我が国においても、競争が激化している

重点産業分野の特定設備（半導体、フラットパネルディスプレイ等）の設備投資に対して税額控除制度の創設を要望いたします。

2. 国際関連税制の見直し

(1) 国外配当金の益金不算入制度の創設（国外所得免除方式の採用）

現行の外国税額控除制度方式では、海外子会社の所得は日本に配当されると課税されることから、国内への配当の阻害等、企業の投資行動上の歪みが発生しております。また、申告上の多大な事務コストが発生している現状であります。

海外市場で獲得する利益が海外に留保され、競争力の源泉である研究開発や雇用等が国外流出しないよう、当該利益の国内還流に資する国外配当金の益金不算入制度の創設を強く要望いたします。

(2) 外国税額控除制度の見直し

本制度の目的である国際的二重課税排除の趣旨に基づき、適用範囲の拡大などの見直しが必要であります。厳しい経済環境下では、控除対象外国法人税額があるにもかかわらず、企業所得の減少により当期の控除が不能となるケースがあります。現在認められている繰越期間に控除できない場合には切り捨てとなり、海外諸国の大勢からも不利であり、我が国企業の競争力にも大きな影響を与えております。国際競争力を維持・向上する支えとして、外国税額控除制度については、次の各項目について、見直すよう要望いたします。

①控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間を7年に延長、控除不能が確定した繰越外国法人税の損金算入

②外国税額控除の控除限度額計算に用いる法人税額は試験研究費等の税額控除前の法人税額とする

(3) タックスヘイブン税制の見直し

不当な租税回避行為を排除するという法の趣旨により、黒字所得の合算だけを対象とした租税負担が、過大なものとなっております。また、中国においても平成 20 年 1 月から基本法人税率は 25% に統一されるなど、国際的な税率低減が図られている今日の変化に即して、租税回避ではなく経済実体を持って活動している会社に制約を加えないよう、当税制度の適用基準を次の項目について、見直すよう要望いたします。

① 軽課税率判定基準を 25% から 20% 未満に引き下げ又は軽課税国の指定国制度の復活

② 適用除外基準の見直し

経済実態のある海外子会社は適用除外としていただきますよう要望いたします。また、近年の事業活動の多様化を受け、主たる事業の判定がより重要な位置づけを占めることから、条文において主たる事業判定について明確に規定していただきますよう要望いたします。

③ 来料加工の業種判定の明確化

(4) 移転価格税制の取り扱いの再検討

企業グループ内の役務提供取引や無形資産取引について事務運営要領が示されておりますが、海外拠点に対する経営指導や技術供与等の取引については、海外の税務当局の取り扱いと齟齬のないよう、また、法令の拡大解釈につながらないよう、租税法主義に基づいた透明性のある適用に向けて、次の項目について、見直すよう要望いたします。

① 「国外関連者」基準の見直し（出資比率 50% 以上→50% 超）

持株比率 50% の会社は、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかであるため、適用対象外とするよう要望いたします。

②移転価格と国外関連者への寄付金の区分明確化

移転価格と国外関連者への寄付金とが混同されている現状を踏まえ、両者を峻別する考え方を明確にしていただきますよう要望します。

③A P A（移転価格事前確認制度）に基づく相互協議決着に伴う過年度修正一括調整規定の創設等

A P A所得調整は複数の過年度に跨るケースが多く、納税者の事務負担は、極めて煩瑣な状況にあります。極めて多額の過年度修正でなく、且つ法人課税上弊害のないレベルの修正金額である場合には、相互協議決着の日の属する事業年度の課税所得で一括調整を図る仕組みの創設を要望いたします。

なお、複雑化する二国間の課税問題に対処するため、A P A、相互協議の迅速化、担当部署の体制強化を要望いたします。

（5）二国間租税条約の見直し

今後、世界的な投資交流の活発化に向けて、我が国としては、租税条約ネットワークの整備を図る必要があります。

日本の知的財産立国を後押し、グローバル企業を育成する観点から、ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとして、各国との租税条約の改定を推進されるよう要望いたします。

3. 企業経営形態との整合・適正化に関する税制

（1）企業組織再編税制の見直し

①適格再編要件の明確化

適格再編要件のうち、事業の継続、支配の継続、株式保有の継続等につき、「見込まれていること」が要件となっておりますが、法執行の安定性を担保するためにも「見込まれていること」について税法上の解釈を示す具体例を示されるよう要望いたします。

②時価評価算定方法の明確化

税制非適格時の時価評価が企業価値評価を含意するのか不明確であるため、条文で明確にするとともに、企業価値評価を含意するのであれば、時価評価算定方法について明記するよう要望いたします。

③欠損金・含み損失に係る制限の緩和

特定資本関係が5年未満であっても本規定の適用対象外としていただきますよう要望いたします。

(2) 非上場有価証券減損の損金算入要件の緩和

企業会計は厳格な減損処理が求められていますが、税務上損金として認められない場合は、税務と会計の乖離が大きくなるばかりでなく、特に関係会社株式の場合には、当該会社を清算しない限りは、長期にわたり税務残高と会計残高の二重管理を強いられるようなケースも想定されます。

ついては、非上場有価証券減損の税務上の損金計上要件を緩和（企業会計ルールへの近接化）するよう要望いたします。

(3) 役員給与の損金不算入制度の見直し

会社法に沿った役員給与を損金に計上できるよう、現状厳格に定められている利益連動給与の損金算入要件について、次の見直しを要望いたします。

①損金算入の対象会社に非同族の同族会社を追加

②利益の指標から計算式で算出された金額に、一定の幅を持たせた金額とすることを容認

③支給額の開示要件を緩和

4. その他の項目

(1) 受取配当の益金不算入制度の見直し

金融市場の活性化の観点から、投資対象としての株式の魅力を高め、株式の長期保有を促す必要があります。また、現行の制度においては、その他株式に係る配当等の50%部分は二重課税となっており是正すべきであります。

このため、その他株式について、受取配当金の益金不算入割合を100%とするよう要望いたします。

また、負債利子控除計算について、負債利子中の特定利子の控除制度の復活を要望いたします。

(2) 寄附金の損金算入限度額の拡大

ベンチャー企業への支援や、特定公益増進法人に認定されていない団体等に対する企業の社会貢献を促すよう、一般寄附金の損金算入限度額の拡大を要望いたします。

(3) 現在停止中の企業年金積立金に対する特別法人税の廃止

公的年金給付の縮減に対応して、私的年金による自助努力の必要性が高まっています。また、拠出時・運用時は非課税、受給時に課税という年金税制の国際的な基本原則の観点からも、運用時に課税する、現在適用停止中（平成22年度まで凍結）の企業年金積立金に対する特別法人税を速やかに廃止していただきますように要望いたします。

(4) 電話加入権の損金算入

電話加入権の実勢相場が下落傾向を強めている現況にあり、さらには近い将来電話加入権そのものが廃止される方向性を踏まえ、現在、非減価償却資産となっている電話加入権を損金算入できるよう要望いたします。

(5) 日本貿易保険に対する法人税等の非課税措置

独立行政法人 日本貿易保険は、全額政府出資の特殊会社となることが決定しておりますが、特殊法人化に伴い法人税課税の対象となった場合、保険料の引き上げにより、産業界がコスト増を強いられることのないよう法人税非課税等所要の措置が図られますよう要望いたします。

(6) 低炭素社会づくりのための税制措置等の創設

京都議定書第一約束期間におけるCO₂排出量削減目標の達成に資するため、省エネトップランナー基準を超える性能を備えた家電製品への買換えを円滑にすることに資する税制措置等の創設を行い、税制のグリーン化を図ることを要望いたします。

また、グリーン電力証書の制度化を図り、損金算入が可能となるようご検討願います。

(7) 「環境税」の導入に反対

我が国の地球温暖化対策は、これまでの産業界の懸命な努力によって、省エネ技術など世界最高水準を達成しています。そのような我が国に新たに「環境税」を導入することは、我が国企業の国際競争力を失わせ、産業空洞化によりエネルギー効率の低い海外生産が増え、その結果として、地球規模での温暖化対策に逆行することになります。

政府の京都議定書目標達成計画にある「環境と経済の両立」という基本的考え方に従い、国民、企業、政府が一体となって一層の地球温暖化防止に努めるべきであり、我が国経済の活力を殺ぐような「環境税」の導入には、反対します。

(8) 印紙税制度の廃止

ペーパレス化が進んだ社会において、文書に課税する現在の印紙税は合理性を欠いており、廃止することを要望します。

(9) 会計基準変更への対応

国際会計基準へのコンバージェンスを目指した我が国会計基準の見直しが進められています。これに対応した次の税制の見直しを要望いたします。

- ①資産除去債務の損金算入**
- ②工事損失引当金による評価損認定**
- ③減損損失の損金算入**
- ④ストックオプションの損金算入**

また、会計基準の国際的なコンバージェンスを推進するために、平成 23 年を目処に、我が国の会計基準が引き続き変更されることが見込まれますが、会計基準の変更が安易な課税ベースの拡大につながらないように、税と会計の基本的あり方についてご検討いただきますよう要望いたします。

〔地方税関係〕

1. 地方税の包括的見直し

地方税における外形的課税は、事業所税をはじめ法人住民税均等割、都市計画税、固定資産税等多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて錯綜する中、法人事業税の外形標準課税が新たに加わり、その複雑さに拍車が掛かっています。また地方税における法人の税負担も高く、二重課税排除・税務簡素化の観点からも地方法人課税全体の整理・統合を要望します。

①償却資産に係る固定資産税の見直し

1) 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、償却資産の投入により生み出されたキャッシュフローに対して課される法人住民税・事業税との二重課税とみなされます。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与えています。また、国際的にも事業用資産に対する課税が稀であることより、将来的課題として、償却資産に係る固定資産税の廃止を要望いたします。

2) 償却資産税における償却計算を法人税と同一化

平成 19 年度改正において、法人税法は償却計算を改正していただきましたが、償却資産税については改正がありませんでしたので、企業における償却計算は、実務上、会計・法人税・償却資産税の 3 本建てとなり、申告実務が煩雑となっております。つきましては、償却資産税における償却計算を法人税法と同一の償却計算としていただきますよう要望いたします。

②法人事業税の外形標準課税の見直し

付加価値割に関し、事業の外形を現していない単年度損益を課税標準から除外するなど、算出基準の簡素化と、申告事務に多大な労力を要する申告記載事項の簡略化を要望いたします。

③事業所税の撤廃を含めた見直し

事業所税は、新たに導入された事業税の外形標準課税と類似の課税標準であり、また固定資産税とも二重課税とみなされるため、廃止することを要望いたします。

④法定外税導入の意見聴取

法定外税導入に際しては、納税義務者からの意見聴取を義務化し、総務大臣の同意に際しての判断内容の公表を法制化していただきますよう要望いたします。

⑤国外配当金の益金不算入制度への見直しに係る地方税の扱い

国外所得免除方式への見直しについては、法人事業税、法人住民税等の扱いについては、国税と同一に非課税としていただきますよう要望いたします。

2. 地方税の簡素化

①地方税への連結納税制度の導入

納税事務の簡素化に資する形で、地方税についても連結納税制度が導入されることが望ましく、地方税も含めた実務簡便性に配慮した連結納税制度の見直しを要望いたします。

②法人市町村民税の法人県民税への合算申告制度の創設

申告拠点を多数有する企業は、市町村民税の申告・修正申告・更正の請求等に多大なる事務負担を費やしているのが現状であります。東京都においては、23区（特別区）の法人区民税見合いを東京都民税に合算して納税する仕組みも現実であり、同様の仕組みを他の道府県にも普及させることは理論的に可能であると考えます。このしくみにより、企業の法人住民税は最大で47都道府県に県下の市町村分も含めて申告納税すれば良いこととなり、また、自治体サイドとしても大幅な徴税業務の組織効率化・経費削減を図れる可能性が高いことから、法人市町村民税の法人県民税への合算申告制度の創設を要望いたします。

③住民税、事業税、固定資産税の申告・納税の一元化

本店所在地または主たる事務所等の自治体への一括申告・納付制度の創設を要望いたします。

④法人市町村民税の電子申告受入インフラの早急な整備

市町村の一部しか受入態勢が整備されていない電子申告受入インフラの拡大を要望いたします。

⑤法人住民税課税所得計算における試験研究税額控除の見直し

法人住民税の課税所得計算上、法人税で計算した試験研究費税額控除の金額については、現行法上、減算可能項目となっておりません。国と地方の平仄を合わせるべく、法人住民税の課税所得計算上においても、減算可能項目としていただきますよう要望いたします。

⑥連結納税における中間申告の仮決算方式の導入

連結納税制度における法人税の中間申告は、前年度実績による予定申告、又は、仮決算による中間申告のいずれかを選択できるものとなっております。同様に、連結納税適用法人の地方税の中間申告においてもいずれかを選択できるようにするとともに、申告納付期限を2ヶ月延長していただきますよう要望いたします。

以上